

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年9月11日（平成29年（行情）諮問第365号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行情）答申第475号）

事件名：CBD製品の輸入に際し、許可・不許可を判断する基準，THC濃度などを示す文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「産業用大麻草の茎から抽出されたカンナビジオール（CBD）（以下「CBD」という。）を主原料とするCBD製品の輸入に際し、許可・不許可を判断する基準，THC濃度などを示す文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「厚労大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年5月12日付け厚生労働省発薬生0512第41号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

不開示決定を取り消し，CBD製品の輸入許可基準を示すよう求めます。

イ 審査請求の理由

向精神作用のない産業用大麻の茎から抽出したCBD（カンナビジオール）製品の輸入について、大麻取締法を所管する厚生労働省特定課に私が初めて問い合わせたのは平成25年特定月でした。このCBD製品は、欧米ではすでに健康補助食品として広く流通している商品でした。当初、特定課、CBD製品は大麻草から作られた製品であり、輸入の前例がなく、大麻取締法に抵触するので輸入は認められないと回答しました。しかし、大麻取締法は、成熟した大麻

草の茎から製造された製品は規制の対象外と定めています。そこで私は特定課から求められた書類をCBD製品のメーカーから取り寄せて提出し、検討を求めました。その書類とは、原料が精神作用のない産業大麻の茎から作られていることを示す証明書、製品の成分分析表と製造工程表、製品が日本の法律に違反していないことを宣誓するメーカー責任者の宣誓書でした。それらの書類を特定課に提出したところ、産業大麻の茎から製造されたCBD製品は規制の対象外であることが確認され、輸入が認められることになりました。

また、同時期に輸入手続について経済産業省にも問い合わせたところ、大麻エキスとしてのCBDオイルは、「特定地域からの輸入規制（2号承認）」の対象品目であり、輸入の際に経済産業大臣と厚生労働大臣の許可が必要となっているものの、大麻エキスは平成26年4月からこの制度の対象外となるため、経産大臣と厚労大臣の許可は不要となり、税関での検査のみで通関が可能になるとの説明を受けました。経済産業省のご担当者からは、事業としてCBD製品の輸入販売を始めるのであれば、平成26年4月以降に始めたほうが通関手続が容易になるとの助言を頂きました。

平成26年特定月、私はCBD製品の輸入販売事業を法人化し、複数のメーカーから輸入して圏内での販売を開始しました。各製品の初回輸入時には、メーカーから取り寄せた上述の書類を特定課に提出し、違法性がないことの確認を得てきました。また同じ製品の継続的な輸入の際には、その都度、税関での検査を受け、検疫所には所定の書類を提出したうえで、食品として販売する許可を得ています。

ところが、平成27年に入り、私が適法に輸入しているのと同じメーカーの同じCBD製品が、厚労省特定課が輸入を不許可とし通関が認められないとの相談が個人や法人から多数寄せられるようになりました。私はそのような相談者に対し、私が行っている手続を伝えました。相談者たちの多くは、私が通関に際して厚労省特定課に提出しているものと全く同じ書類をメーカーから取り寄せて同課に提出しましたが、それでも輸入が不許可となる状況が現在に至るまで続いています。私が代表を務める法人においても、同業他社が適法に輸入販売しているCBD製品の通関が、厚労省特定課によって不許可となる事態が平成28年特定月に生じています。

この商品は未だに税関で止められ、厚労省から通関不許可の連絡もないため、保留の扱いになっていると税関は説明しています。

私はこれまで繰り返し何度も厚労省特定課に対し、同業他社が適法に輸入している同一のCBD製品について、なぜ弊社の場合は輸入

が不許可と判断されているのか説明を求めてきました。しかし特定課からは納得できる説明がありません。同一のメーカーが製造販売する同一のCBD製品について、同一の書類を提出しているにも関わらず、特定課はある個人や法人には輸入を許可し、別の個人や法人には輸入を許可しないという、恣意的な行政が行われているのです。そして不許可の理由について特定課に問い合わせても、合理的で納得できる説明はなく、輸入を許可する基準すら示しません。これは、文科省前事務次官・A氏の言葉を借りて言えば、「公平・公正であるべき行政の姿が歪められている」と指摘せざるを得ません。これでは行政の手續について透明性が確保されているとは到底言い難く、輸入を許可する基準すら示さないことが混乱を生じさせ、却って違法な製品の輸入を招くことになっています。

CBD製品の輸入許可基準を不開示とした決定には合理的な理由を認めることはできません。よって、CBD製品の輸入許可基準を開示するよう、改めて求めます。

(2) 意見書

ア 経緯

本件情報開示請求で私が開示を求めた内容は、産業大麻の茎と種から抽出されたCBDを主原料とする製品の輸入許可基準です。産業大麻の茎と種から製造されたCBD製品は、米国やEU諸国、中南米、アジア諸国でも健康補助食品として市販され広く流通しています。このCBD製品は医薬品ではないため、医療効果を謳うことはできませんが、てんかん発作を抑制する作用などが海外で実証され、民間療法の素材として利用が広がっています。

日本では2013年に私が初めて法的手続に則って米国からCBD製品を輸入しました。日本で初めてCBD製品を輸入するに際し、私は所管官庁である厚生労働省特定課に問い合わせました。当初、厚労省の担当者は、CBD製品の輸入は前例がなく、大麻草を原料とする製品であり、輸入は認められないと回答しました。

しかし、CBD製品は産業大麻の茎と種から作られたものであり、大麻取締法で規制されている大麻草の花穂や葉は使用されていません。また、CBD製品の原料である産業大麻に含まれる精神作用成分THCは、精神作用が発現しない0.3%未満です。このTHC含有率0.3%未満という数値は産業大麻の国際基準でもあります。そもそも、大麻取締法で規制されているのは大麻草の花穂や葉などの部位であり、THCという成分自体を規制してはいません。麻薬及び向精神薬取締法では合成THCが規制対象とされていますが、天然のTHCを規制する法律はありません。

これらの事実を踏まえ、CBD製品の輸入については厚生労働省の担当部署である特定課と何度もやりとりを重ねました。そして、この製品の原料が産業大麻であることや、その茎や種しか原料に使われていないこと、THCやCBDの濃度や他の添加物などを示す成分分析表、製造工程表など、厚労省に求められた書類多数を私はメーカーから取り寄せて提出し、CBD製品の輸入は厚労省によって認められました。実際の輸入手続においては、税関で製品の分析検査を受け、さらに検疫所に関連書類を提出し、食品として販売する許可を得て通関しています。

以上のような経過を経て、私は法的手続に則りCBD製品の輸入販売を始めました。その後、同じようにCBD製品を輸入販売する同業他社も多数現れました。ところが、2015年に入り、私が適法に輸入しているものと同じメーカーの同じ製品を輸入しようとした事業者や個人が、輸入を認められずに税関で止められる事案が頻繁に発生するようになり、私にも輸入手続に関する相談のメールや電話が多数入るようになりました。私の複数の友人も個人的な利用や販売目的で、私が適法に輸入している特定会社AのCBD製品を輸入しようと試みましたが、税関で止められました。税関でCBD製品の輸入を止められた友人たちや相談者たちによると、厚労省に輸入可否を確認して担当者の氏名を報告するよう税関に求められたとのことでした。私は、私自身が行っている輸入手続を友人たちや相談者たちに情報提供し、彼等は私が提出している資料と全く同じものをメーカーから入手して厚労省に提出しましたが、THC濃度が高いなどとして輸入許可を得られませんでした。なかには輸入不許可について、犯罪を誘発するとして一切の説明を厚労省に拒まれた者もいました。

私が適法に輸入できているCBD製品を、まったく同じ手続を取りながら輸入できない事例が多発していることについて、私自身も厚労省に問い合わせ、理由の説明を求めましたが、提出された資料によって個別に判断しているとの回答で、なぜ私の輸入が許可されて、まったく同じ資料を提出している友人たちや相談者たちの場合は認められないのか、整合性のある説明はありませんでした。このように輸入を認められない事業者や個人が多数いる一方で、インターネットでは、輸入できた者たちが同じ製品を販売しています。私も従来通り税関の分析検査を受け、検疫所で食品として販売する許可を得て、手続に則って輸入し、インターネットでの販売を続けていました。

2016年特定月、すでに日本で販売を始めた者たちがいる特定会

社B社製のCBDオイルを私も扱うことにし、初回分として約30万円分のCBD製品を輸入しました。この製品も産業大麻の茎と種から抽出されたCBDを主原料としており、THC濃度は0.3%未満でした。私は予め厚労省に連絡し、適法に通関できることを確認しました。この初回分は問題なく通関しました。約2ヶ月後、私は2回目として同社から約80万円分のCBD製品を輸入しました。ところが、これが税関で止められ、厚労省の許可を得るよう求められ、私は改めて厚労省に連絡し、資料を提出しましたが、THC濃度が高いとして輸入不許可となりました。私は厚労省が輸入不許可としたことを税関に連絡し、税関から正式に輸入不許可の法的根拠を示した通知を頂きたい旨を伝えました。ところが、税関からは法的根拠については厚労省に確認するよう求められました。そこで私は改めて厚労省に連絡し、輸入不許可の法的根拠を示すよう求めましたが、輸入の可否について判断するのはあくまでも税関であると説明を受けました。私は厚労省の回答を再度税関に連絡しましたが、税関は輸入不許可の法的根拠については厚労省の判断によるものだとして、税関としては輸入不許可の法的根拠は厚労省からの連絡がなければ示すことができないとのことでした。私はさらに厚労省に連絡し、輸入不許可の法的根拠を税関に通知するよう申し入れ、厚労省の担当者は財務省を通じて税関に連絡すると回答しました。その電話録音もありますので必要であれば提出します。このように何度も税関と厚労省に連絡を入れていますが、その後も税関からは一切輸入不許可の正式な連絡はなく、税関には厚労省からの通知もないとのことで、今年特定月にも改めて厚労省の担当者に当該製品の輸入不許可について税関に通知するよう求め、厚労省の担当者はそのように手続すると電話で回答しましたが、未だに何の動きもなく、当該製品は輸入から1年半を過ぎた現在も税関で保留の扱いになったままです。今年に入ってから厚労省とのやりとりも電話録音がありますので必要であれば提出します。

本年特定月、私は以前に輸入したことのある特定会社Cと特定会社DのCBDオイルそれぞれ約40万円、計80万円分を発注しました（注1）。この発注分はすでに何度か輸入したことがある製品でした。厚労省の許可と税関での分析検査、検疫所で食品として販売する許可を得て、適法に輸入した実績がある製品です。この輸入手続に際し、税関での分析検査を待つと同時に、食品として販売する許可を取るため、検疫所の手続も平行して行いました。検疫所には必要な書類を郵送で送付しました。数日後、検疫所からは食品として販売する許可が出ました。また、この製品は既に輸入実績がある

製品であり、手続を簡便にするため、次回からは郵送ではなくインターネットを使った手続にしてはどうかとの提案が検疫所からありました。ところが、税関からは、製品からT H Cが検出されたので、輸入可否について厚労省に確認するよう求められました。私は以前、輸入許可を得た際に提出した資料と同じものをメーカーから取り寄せて提出しましたが、厚労省はT H C濃度が高いとして輸入不許可としました。以前と同じT H C濃度0.3%未満であり、産業大麻の茎と種から抽出したC B Dを主原料とするメーカー発行の証明書を添付したにも係わらずです。私は厚労省が輸入を不許可にした旨を輸送業者を通じて税関に連絡しました。すると、税関から、必要書類を提出すれば税関独自の判断で輸入が許可されることもあるとの連絡を輸送業者経由で受けました。私は改めて関係書類を税関に提出しました。しかし、税関はT H Cが検出されているので通関は認められないと当初と同じ回答をしてきました。既述の通り、産業大麻から抽出された天然のT H Cを規制する法律はありませんし、私は、当該製品から検出されているT H Cは、産業大麻由来の0.3%未満であることをメーカーから取り寄せて提出した書類で証明しています。その点を伝えると、税関は検出されたT H Cが天然の成分であるか合成されたものであるかは不明であると回答しました。メーカーから原料証明書を取り寄せて提出しているにも係わらず。

私は、厚労省と税関が輸入を認めないと言っている以上、ひとまず当該製品をメーカーに返送して代金の返金を求めることとし、輸送業者と税関に返送を求める連絡をしましたが、税関は、当該製品は法禁物であり、これを返送することは違法な物品を輸出することになるから返送はできないと通知してきました。返送するなら厚労省に許可を取れとのことです。現在、この手続を行っている最中です。

イ 推論

2013年に初めて私がC B D製品を適法に輸入したあと、同製品を個人利用目的で輸入する者や、販売目的で輸入する者が増え続けています。また、アメリカ在住の日本人が正規メーカーを装って、産業大麻からではなく嗜好目的の大麻から抽出したT H C濃度の高い「C B D製品」を日本向けに発送し、逮捕者が出る事件も起きています。法解釈として厳密に言えば、天然のT H Cは大麻取締法でも麻向法でも規制対象ではありませんが、日本では事実上T H Cが規制されています。このような法的不備により、昨年、特定会社EのC B D製品を所有していた者の自宅に家宅捜索が入り、販売用のC B D製品すべてを投収される事案も私の知っているだけで3件発生しています。また、個人輸入したC B D製品からT H Cが検出さ

れたとして逮捕される事件も2015年に起きています。この件は不起訴となりましたが。私の個人的な感触としては、2015年のこの事件以降、CBD製品の輸入は厳しくなり、上述したように同じメーカーの同じCBD製品の輸入がある者たちには認められ、ある者たちには認められないといった不公正で不公平な対応が税関や厚労省によって行われています。私は2015年からCBD製品の輸入許可基準を明確にするよう厚労省に再三再四求めています。しかし、2015年当時の厚労省担当者は、違法行為を行う者がいるから基準を明確にすることはできないと回答しています。それは今回の私の情報開示請求に対する厚労省の回答にも見て取れます。厚労省としては、CBD製品を装ったTHC濃度の高い、いわゆる液体大麻の輸入を水際で防止するためとして対応しているつもりのようなようです。

ウ 不開示理由に対する反論

本件開示請求に対する厚労省の不開示対応については、「理由説明書」の「3理由」に記載されています。その冒頭、「テトラヒドロカンナビノール（THC）は大麻に含まれる成分であり、幻覚作用をもたらすものである」と記述されています。そもそもこの認識が誤りであり、近年、アメリカやEU諸国でも大麻の成分については科学的な研究が進み、大麻には従来考えられていたような危険性はなく、アルコールやタバコよりも危険性が低いことが実証され、医療目的の大麻利用や娯楽目的での大麻利用も規制が大幅に緩和されています。一方、厚労省は大麻の有害性に関する学術的・国際的な知見を一切有していないことが私の累次の情報開示請求でも明らかになっています。厚労省所管の天下り法人「麻薬・覚せい剤乱用防止センター」が国民に周知している「ダメ。ゼッタイ。」の大麻情報は、米国テキサス州所在の反薬物団体が20年以上前に販売していた薬物標本レプリカの説明書を翻訳しただけのものであり、科学的根拠のないことも私の情報開示請求で明らかになっており、「ダメ。ゼッタイ。ホームページ」の内容を修正する必要があることを同天下りセンターの責任者も認めているのです。

またこの「理由」では、「大麻は大麻取締法において輸入等が禁止されている」としていますが、大麻取締法が禁止しているのは大麻草の花穂や葉といった部位であり、成熟した茎や種から作られた製品は規制対象ではありません。だからこそ、厚労省は2013年の段階で、私が輸入許可を求めて交渉した際に、産業大麻の茎と種を主原料とするCBD製品の輸入を認めているのです。

「理由」には「本件開示請求は、取締方法に関わることであり、取

締りの基準や濃度といった文書の存否を明らかにすると、個々の違法薬物について、取締り上の着眼点等取締関係情報が公になり、違法薬物や違法性のある成分が混入した製品が流通する危険性を高めることにつながる」とあります。

しかしこれは支離滅裂で没論理的な妄言です。私が開示を求めているのは「取締り方法」ではなく、何を取り締まっているのかという「取締りの対象」です。罪刑法定主義を持ち出すまでもなく、何を違法行為とし、何を規制すべきかは、国民に対し具体的に明らかでなければなりません。そうでなければ、何が違法で何が規制されているのかを国民は知ることができません。厚労省の「理由」は、何を取り締りの対象にするかを明らかにしないまま、恣意的に取締りを行うことを正当化するものであり、現にある者たちが輸入を不許可にされたCBD製品が、別のある者たちには許可され、極めて不公平で不公正な行政対応がなされているのです。私や友人や相談者が輸入不許可とされたCBD製品が、今も多数のインターネットサイトで堂々と販売されています。このような不公正・不公平を是正するよう私は2015年から何度も厚労省に求めています。担当者は「個別に対応している、不公平はない、調査する」と言うものの、なんら状況は変わっていないのです。

CBD製品の輸入許可基準を明確にすると「違法薬物や違法性のある成分が混入した製品が流通する危険性を高めることにつながる」という説明は本末転倒の逆立ちです。基準を明らかにしないことこそが「違法薬物や違法性のある成分が混入した製品が流通する危険性を高めることにつながる」っているのです。規制の基準が明らかであればこそ、輸入者は意図しない違法行為を未然に防げるのです。厚労省の説明は、何を取り締まるのかを国民に明らかにしないまま、恣意的に取り締ると公言するものであり、近代刑法の原則にも背くものです。また、CBD製品は医薬品ではありませんが、民間療法の素材として現実に多くのてんかん患者などに使われ、すでに日本でも多くの者がその恩恵に浴しています。輸入許可基準を示さずに恣意的な取り締まりを行うことは、国民の健康に寄与すべき厚労省という役所が、国民の健康を損ねるばかりか病人を不安に陥れる行政行為です。また、このような厚労省の恣意的な対応は、海外でCBD製品の市場が拡大を続けるなか、我が国における健全な経済活動を阻害するものでもあります。

エ 結論

以上、述べた通り、厚労省がCBD製品の輸入許可基準を明確に示さないことが、却って違法な製品の輸入を招いているのであり、罪

刑法定主義の原則に則り、厚労省はC B D製品の輸入許可基準を明確に示すべきです。

C B D製品の輸入について、基準も示さないまま、ある者たちには許可を出し、ある者たちには許可を出さないという厚労省の現在の対応は、極めて不公正で不公平であり、現に混乱や経済的損失を招いており、文部科学省の前事務次官、A氏の言葉を借りて言えば、厚労省の役人によって「行政が歪められている」のです。

何を取り締まっているのか明らかにしないまま国民を取り締まるという厚労省の対応は、国民を愚弄するものであり、税金で飯を食っているくせに、ふざけんな、いい加減にしろこのクソ役人と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

※ 注1 省略

※ 添付資料省略

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年4月11日付け(同月13日受付)で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年6月12日付け(同月13日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、処分庁は、本件対象行政文書の存否を明らかにすると、法第5条4号、5号及び6号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示としたものであり、諮問庁としては、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

C B D及びT H Cは大麻に含まれる成分であり、大麻は大麻取締法において輸入等が規制されている。幻覚成分であるT H Cを含め、麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤その他の違法薬物(以下単に「違法薬物」という。)については、その乱用による保健衛生上の危害を防止するため、関係機関が協力し、乱用防止や取締りに取り組んでいる。

本件開示請求は、取締方法に関わることであり、取締りの基準や濃度といった文書の存否を明らかにすると、個々の違法薬物について、取締り上の着眼点等取締関係情報が公になり、違法薬物や違法成分が混入した製品が流通する危険性を高めることにつながる。

このため、本件対象文書の存否を明らかにすると、犯罪の予防、鎮圧又

は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、取締りに関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法第5条4号及び6号イに該当する。

以上のことから、本件対象文書については、法8条の規定により、存否応答拒否による不開示としたものである。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年9月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月13日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成30年1月25日 | 審議 |
| ⑤ 同年2月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条4号、5号及び6号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、法5条4号及び6号イの不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定により開示請求を拒否した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3)で、以下のとおり説明する。

CBD及びTHCは大麻に含まれる成分であり、大麻は大麻取締法において輸入等が規制されている。幻覚成分であるTHCを含め、違法薬物については、その乱用による保健衛生上の危害を防止するため、関係機関が協力し、乱用防止や取締りに取り組んでいる。

本件開示請求は、取締方法に関わることであり、取締りの基準や濃度といった文書の存否を明らかにすると、個々の違法薬物について、取締り上の着眼点等取締関係情報が公になり、違法薬物や違法成分が混入した製品が流通する危険性を高めることにつながる。

このため、本件対象文書の存否を明らかにすると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、

また、取締りに関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条4号及び6号イに該当する。

以上のことから、本件対象文書については、法8条の規定により、存否応答拒否による不開示としたものである。

- (2) 本件対象文書は、産業用大麻草の茎から抽出されたCBD製品の輸入について、許可・不許可を判断する基準等（以下「通関基準」という。）を示す文書であり、その存否を明らかにすることは、通関基準の有無（存否情報）を明らかにするにすぎず、当該基準の内容まで明らかにすることにはならない。

そのため、本件対象文書の存否を明らかにすることのみでは、直ちに、取締り上の着眼点等取締関係情報を公にすることにはならず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある、又は違法薬物の取締りに関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条4号及び6号イの不開示情報を開示することとなるとは認められず、存否応答拒否した原処分は妥当ではないので、改めて本件対象文書の存否を明らかにして、開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号、5号及び6号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は同条4号及び6号イに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条4号及び6号イのいずれにも該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子